

出張所管内(国道45号東松島市～登米市津山町・国道108号石巻市)の国道に関する話題をお伝えします。

特殊車両の運行状況確認を実施

10月4日(水)、国道45号東松島市内において、石巻警察署と合同で特殊車両の運行状況確認を実施しました。

道路を通行できる車両の寸法や重量は「車両制限令」で定められています。制限を越えて通行する場合は『特殊車両通行許可』が必要になります。許可を受けずに、あるいは許可内容に合致しない状態で通行した車両は違反となります。違反車両は、道路や橋梁などの構造物に大きなダメージを与えたり、また重大な事故を引き起こす原因になります。

大切な道路の保全や、事故防止等のため定められたルールを守りましょう。

国道交通省
東北地方整備局

通行の状況
確認します

～ご協力お願いします～

特殊車両

制限を1つでも超えた車両は
特殊車両通行許可
が必要です。

違反者の名称
違反の内容は
公表されます!

高さ
積載状態で3.8m

車両総重量
積載状態で20t

幅
積載状態で2.5m

全長
連結・積載状態で12m

軸重
積載状態で10t

「特殊車両通行許可」の申請と許可

【だれが】
車両の通行者(運送事業者、荷主など)が申請しなければなりません。

【どこで】
各道路管理者の事務所窓口か、インターネットで出来ます。
なお、国道・区市町村道をまたぐ場合も、ひとつの窓口で一括手続き可能です。
【URL】 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【許可後】
許可は、車両や経路を限定して、一定条件のもとで走行可能とするものです。
許可条件を守らずに通行した場合は罰則の対象となってしまいます。

【問い合わせ先】 東北地方整備局 道路部 交通対策課 (TEL:022-225-2171(代))



実施内容を説明、ご協力いただきました。



積載重量や通行許可内容を確認しました。



車両の寸法を計測しました。



ご協力ありがとうございました。